



平成30年3月26日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代表者名 代表取締役 安藤 潔
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問合せ先 取 締 役 山口 慶一
電話番号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

原告からの請求の放棄による当社に対する訴訟の終了に関するお知らせ

平成29年8月24日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社元代表取締役であった星川征仁氏（以下「原告」といいます。）から業務委託報酬請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、本日開催されました第5回弁論準備期日において、原告から請求を放棄する旨の陳述がなされ、同期日において裁判所がこれを受理しました。

この度の原告からの請求の放棄により、実質的に請求棄却判決と同様、すなわち当社の全面勝訴という結果で本件訴訟が終了しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 請求の放棄による訴訟の終了に至った経緯

平成 29 年 8 月 24 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、原告は、当社に入社する以前に、当社との間で業務委託契約を締結しておりました。業務委託契約の内容は、原告が当社の製品を顧客に販売した場合、当社が原告に対し一定のインセンティブ報酬を支払うというものであるところ、原告は、平成 26 年 9 月に当社が開発受託した案件につきインセンティブ報酬が発生しているとして、当社に対し業務委託報酬を請求する民事訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。

この度、第 5 回弁論準備期日において、原告から請求を放棄する旨の陳述がなされ、同期日において裁判所がこれを受理し、調書に記載された結果、本日付けで本件訴訟が終了いたしました。

請求の放棄は、訴えの取下げとは異なり、原告が無条件に自らの請求に理由がないことを認めてもはやこれを請求しない旨の意思表示であり、これにより請求

棄却の確定判決と同一の効力が生じますので（民事訴訟法 267 条）、実質的に原告の請求棄却判決と同様、すなわち当社の全面勝訴という結果となりました。

2. 本件訴訟の内容等

- (1) 係属裁判所：東京地方裁判所民事第 43 部
- (2) 訴訟終了の年月日：平成 30 年 3 月 26 日
- (3) 事件番号：平成 29 年（ワ）第 26237 号業務委託報酬請求事件
- (4) 訴訟の内容：当社に対し業務委託報酬として、金 35,881,800 円の支払いを求めておりました。

3. 今後の見通し

原告からの請求の放棄による本件訴訟の終了により当社業績に与える影響はありません。

以 上